

# マイナンバーカードを健康保険証として利用されるかたへ

(オンライン資格確認システムについてのご案内)

当院はマイナンバーカード等を利用した『オンライン資格確認システム』に対応しております。マイナンバーカードをお持ちの方は、1階A受付設置のカードリーダーを利用することで、保険証を提示しなくても健康保険の資格確認が行えるようになります。再来受付機にて診察の受付を行った後に、**A受付のカードリーダーにて手続きして下さい**。但し、国・都道府県、市区町村による公費負担については、従来通り「医療証」の提示が必要となります。詳しくはA初診受付までお問合せ下さい。なお、健康保険証・資格確認証でも受診が出来ます。

## 【オンライン資格確認のメリット】

- ① マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。  
☞ あらかじめマイナポータルで保険証利用の申し込みをすることが必要です。  
☞ **受診の際は毎回、診察前に必ずカードリーダーによる認証が必要です。**  
**※月1回ではなく【毎回】カードリーダーによる認証が必要です。**
- ② 限度額認定証の申し込みと提示が不要になります。(カードリーダー操作時に「限度額認定情報」の提供に同意して下さい。)
- ③ 医師が他の医療機関の薬剤情報や特定健診情報等を確認出来るようになります。  
☞ 患者さん本人の同意があれば、薬剤情報や特定健診情報を医師が閲覧でき、かかりつけ医療機関でも患者さんの最新情報が確認できるようになり、いつでも適切かつ迅速な診療・治療が実現します。災害時や、お薬手帳が手元にない場合等にも活用できます。
- ④ 医療保険資格確認が正確になります。  
☞ オンラインで健康保険証の確認ができることで、保険情報の正確な確認が出来るようになり、受付もスムーズになります。

## 【公費負担医療制度をご利用の患者様】

公費負担医療制度(国・都道府県・市区町村発行の助成制度など)を併用されている方は、引き続き各医療証のご提示が必要となります。2階、3階のブロック受付にてご提示下さい。

## 【顔認証付きカードリーダーのご利用について】

1階のA受付に設置しております。